

▼農業保険法の法整備完了

▼収入保険の理解促進へNOSA Iが取り組みを強化

収入保険制度の創設を盛り込んだ農業保険法（改正農業災害補償法）の省令が公布され、来年4月の施行に向けて必要な関係法令はすべて整った。農業共済に加え、新たに収入保険も担うNOSA I団体では、収入保険の相談窓口を開設したほか、収入保険が既存の類似制度と選択加入となることから、農家がパソコン上で収入金額などを入力すれば、掛金や補てん金などを試算・比較できる簡易なシミュレーションソフトの公開を始めるなど、農家の制度理解に向けた取り組みを強化している。

▼来秋から加入受け付け

収入保険は、農業者ごとの農業収入全体に着目した新たなセーフティネットで、来年秋から加入受け付けが始まる。

対象は、青色申告を行う農業者で、当年の収入が基準収入の一定割合（補償限度額＝上限90%）を下回った場合に、「掛け捨ての保険方式」と「掛け捨てにならない積立方式」を使って下回った分の一定割合（支払率＝上限90%）を補てんする仕組み。基準収入は青色申告に基づく過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、耕作面積を拡大・縮小する場合などは、客観的な算定ルールを用いてそれぞれ上方・下方修正して設定する。

▼補償限度など選択可能

農業者は保険方式に積立方式を組み合わせるかの選択が可能で、補償限度額や支払率も選択できる。保険方式の補償限度の選択肢は「80%」「70%」「60%」「50%」で、積立方式の補償幅は「10%」か「5%」の二択。支払率は、保険方式・積立方式ともに「90%」「80%」「70%」「60%」「50%」だ（積立方式で選ぶ支払率は保険方式で選んだ支払率以下とする）。

なお、制度は青色申告の5年間実施が基本だが、加入申請時に1年分の申告実績があれば加入が可能。その際、選択できる保険方式の補償限度の上限は、加入申請時に1年分の申告実績（申告期間2年）で「70%」、2年分（同3年）は「75%」、3年分（同4年）が「78%」となる。

▼よりわかりやすい制度説明に組織を挙げて

国は、保険料の2分の1と、積立方式による積立金の4分の3を負担する。また、保険金の支払い時期が確定申告後（個人は翌年3～6月）となることから、無利子のつなぎ融資の仕組みも整備する。

制度を担うNOSA I団体は、来年4月の全国組織（全国農業共済組合連合会）の設立準備を進めるとともに、全都道府県で相談窓口を開設。さらに掛金や補てん金などシミュレーションソフトについては今後、タブレット端末機材を活用してより詳細なシミュレーション結果を生産現場で直接農家に提示できるシステムを開発・導入する予定だ。農家一人一人に、より分かりやすく丁寧な説明を尽くすことを基本に、適切な制度選択を後押しする体制づくりに全力を挙げる。